

## 群馬県看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 群馬県の交付する看護補助者処遇改善事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、「令和6年度看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱」（令和6年3月29日厚生労働省発医政0329第45号厚生労働事務次官通知）、「看護補助者処遇改善事業実施要綱」（令和6年1月11日医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知）及び群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、病院又は病床を有する診療所（以下、「有床診療所」という。）であって、令和6年2月1日時点において、別表1に掲げる診療報酬のいずれかを算定している医療機関を交付の対象とする。

2 この補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）は、自己又は自団体等の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
<p>別表1に掲げる診療報酬を算定する病棟毎に次の(1)と(2)を比較していずれか低い方の人数×4(令和6年2月から5月までの賃金改善実施期間(以下「賃金改善実施期間」という。)の月数)×6,990円(6,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額)として算定した額を合計した額</p> <p>(1) 賃金改善実施期間の各月における対象看護補助者の常勤換算数の平均値</p> <p>(2) 賃金改善実施期間において、別表1に掲げる診療報酬を算定するための標準的な看護補助者の配置数</p>	<p>賃金改善実施期間において、当該医療機関の看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費</p>

(補助金の概算払)

第5条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者が地方公共団体の場合、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書(様式第4号)を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助事業者が地方公共団体以外の場合、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月10日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (4) この事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(交付申請手続)

第7条 この補助金の交付申請は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、第6条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、実績報告書(様式第2号)に関係書類を添えて事業が完了した日から起算して10日以内に知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条による実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査を行い、適正であると認めたときは補助金の額を確定し、通知するものとする。

補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

附則

この要綱は、令和6年4月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

病院

A101 療養病棟入院基本料
A306 特殊疾患入院医療管理料
A308 回復期リハビリテーション病棟入院料
A309 特殊疾患病棟入院料
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料
A312 精神療養病棟入院料
A314 認知症治療病棟入院料
A318 地域移行機能強化病棟入院料
A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
A207-3 急性期看護補助体制加算 25 対 1 急性期看護補助体制加算（看護補助者 5 割以上） 25 対 1 急性期看護補助体制加算（看護補助者 5 割未満） 50 対 1 急性期看護補助体制加算 75 対 1 急性期看護補助体制加算
A211 特殊疾患入院施設管理加算
A214 看護補助加算 看護補助加算 1 看護補助加算 2 看護補助加算 3
A106 障害者施設等入院基本料の「注 9」に規定する看護補助加算又は看護補助体制充 実加算
A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注 4」に規定する看護補助者配置加算又は看護補 助体制充実加算

有床診療所

A109 有床診療所療養病床入院基本料
A108 有床診療所入院基本料の「注 6」に規定する看護補助配置加算 看護補助配置加算 1 看護補助配置加算 2